関係各位

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法に基づき表示される文字の大きさについて

食品衛生法(昭和22年法律233号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき表示される文字の大きさについては、「食品衛生法施行令の一部を改正する政令及び食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和44年8月18日付け環食第8832号厚生省環境衛生局長通知。以下「44年通知」という。)」第三の二の4に基づき、原則として6号活字以上の大きさの活字で行わせること等としてきたところである。

しかしながら、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年5月11月法律第175号)第19条の8の規定に基づく「生鮮食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第514号)」及び「加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)」により定められた文字の大きさに係る基準と44年通知の基準とが異なっていることから、食品の表示に関する共同会議(厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の共同会議)において検討を行ったところ、基準の整合性を図る観点から文字の大きさについて統一するよう求められた。

これを受け、法第19条の規定に基づき表示される文字の大きさについて、44年通知第三の二の4を下記のとおり改めたので、御留意されるとともに、貴団体の会員等に対する周知方よろしくお願いする。

記

4 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8 3 0 5 (1 9 6 2) に規定する 8 ポイント の活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。

ただし、表示可能面積がおおむね 1 5 0 cm² 以下のものにあっては、日本工業規格 Z 8 3 0 5 (1 9 6 2) に規定する 5 . 5 ポイントから 7 . 5 ポイントまでの大きさの活字とすることができること。